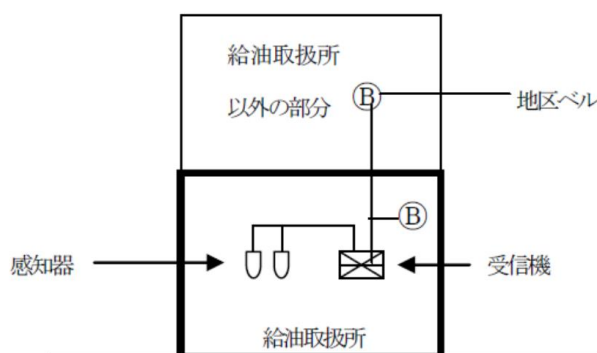
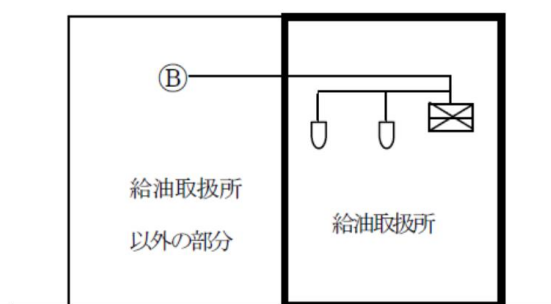


第2 警報設備

- 1 屋内給油取扱所における自動火災報知設備については次によること。(H1. 5. 10 消防危第44号質疑)
- (1) 規則第25条の7に規定する「屋内給油取扱所で発生した火災を建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分以外の部分に自動的に、かつ、有効に報知できる自動火災報知設備その他の設備」とは、一般的には、自動火災報知設備をいうものと解してよい。
 - (2) 政令第17条第2項第1号に規定する「総務省令で定める設備」は、建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分以外の部分で発生した火災を屋内給油取扱所の部分に報知できるものである必要はない。
 - (3) 規則第25条の7及び第38条第2項に規定する自動火災報知設備の設置方法について
 - ア 給油取扱所以外の部分に自動火災報知設備が設置されていない場合は、次図のとおりでよい。



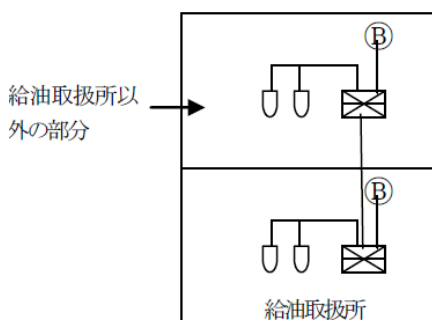
図第5-2-1(上階を有する場合)



図第5-2-2(平家の場合)

イ 給油取扱所以外の部分に自動火災報知設備が設置されている場合

- (ア) 建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分以外に設置されている受信機と接続し、地区ベル(地区音響装置)を兼用することができる。



図第5-2-3

- (イ) (ア)の場合、屋内給油取扱所の受信機を建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分以外の受信機と兼用することはできない。
 - (ウ) 受信機を建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分以外の部分に設けず屋内給油取扱所に設けて兼用する場合は、政令第17条第2項及び第21条の規定上は差しつかえない。
- (4) 屋内給油取扱所に自動火災報知設備を設置した場合、警備会社に警備を委託することは可能である。
- (5) 一面開放の屋内給油取扱所(上階なし)の自動火災報知設備の感知器の設置場所は、事務所等壁、床で区画された部分のほか、規則第25条の4第1項第1号の用途に供する部分とする。
- 2 警報設備の技術上の基準については、別添1「警報設備の設置基準」によること。

- 3 製造所等における警報設備の設置基準については、別添2「製造所等別の警報設備の設置基準」によること。

【別添1】警報設備の設置基準**1 警報設備の基準**

- (1) 消防機関に報知ができる電話は、危険物施設内になくとも、同一敷地内のうち、速やかに通報ができる位置にあることでよいものである。
- (2) 自動火災報知設備を設けなければならない危険物施設（規則第38条第1項第1号）以外の危険物施設で指定数量の倍数が10以上のものに、規則第38条第2項の例により自動火災報知設備を設けた場合は、規則第37条第2号から第5号までの警報設備を設けないことができる。

2 自動火災報知設備の基準

規則第38条第2項の規定のほか次によること。（H1.3.22 消防危第24号）

- (1) 感知器等の設置は、施行規則第23条第4項から第8項までの規定の例によること。
- (2) (1)のほか施行規則第24条及び第24条の2の規定の例によること。

【別添2】製造所等別の警報設備の設置基準

製造所等の区分	施設規模等	区分
製造所 一般取扱所	10倍以上の危険物を取り扱うもので、 ① 延べ面積 500 m ² 以上のもの ② 100倍以上の危険物を取り扱う屋内のもの（高引火点危険物を100度未満で取り扱うものを除く。） ③ 他用途を有する建築物に設けるもの（開口部のない隔壁で区画されたものを除く。）	自動火災報知設備
屋内貯蔵所	10倍以上の危険物を貯蔵するもので、 ① 100倍以上の危険物を貯蔵するもの（高引火点危険物を除く。） ② 第2類、第4類の危険物（引火性固体、引火点70度未満を除く。）以外のものを貯蔵する次のもの ア 延べ面積が150 m ² を超えるもの（150 m ² 以内ごとに不燃区画があるものを除く。） イ 他用途を有する建築物に設けるもの（開口部のない隔壁で区画されたものを除く。） ③ 第2類、第4類の危険物（引火性固体、引火点70度未満を除く。）のみを貯蔵する延べ面積500 m ² 以上のもの	
屋内タンク 貯蔵所	タンク専用室を平家建以外の建築物に設けるもので、10倍以上の危険物（第6類、高引火点危険物を100度未満で貯蔵するものを除く。）を貯蔵するもので、 ① 液表面積40 m ² 以上のもの ② 高さ6m以上のもの ③ 引火点40度以上70度未満のもの（タンク専用室以外の部分と開口部のない隔壁で区画されたものを除く。）	
給油取扱所	① 一方開放型屋内給油取扱所 ② 上部に上階を有する屋内給油取扱所	
上記以外のもので、10倍以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱うもの（移動タンク貯蔵所を除く。）		